

保発0320第7号
平成26年3月20日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」の一部改正等について

医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）の規定による被保険者又は被扶養者（現役並み所得者を除く。以下「被保険者等」という。）であって70歳から74歳であるものに係る一部負担金等については、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」（平成20年2月21日付保発第0221005号厚生労働省保険局長通知別紙。以下「特例措置実施要綱」という。）により取り扱ってきたところであるが、今般、軽減特例措置を下記のとおり見直し、特例措置実施要綱を別添のとおり改正することとしたので、実施に遺憾なきを期されたい。また、今般の改正について、保険医療機関等への周知等につき配慮願いたい。

記

第1 見直しの趣旨

70歳から74歳までの被保険者等に係る一部負担金等の割合については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）により、平成20年4月から2割とされているところ、高齢者医療制度の施行を円滑に行う観点から1割とする軽減特例措置を実施してきたが、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）等を踏まえ、世代間の公平の観点から見直しを行うこととし、その際、高齢者の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月1日以降新たに70歳になる被保険者等から段階的に2割とし、高額療養費算定基準額及び介護合算算定基準額を据え置くこととする。

第2 見直しの内容

1 70歳から74歳までの被保険者等に係る一部負担金等の割合

平成26年4月1日以降の70歳から74歳までの被保険者等に係る一部負担金の割合は、以下のとおりとする。

- (1) 平成26年4月1日以降70歳に達する被保険者等※1について、70歳に達する日の属する月の翌月以後の診療分から、療養（医療保険各法に規定する食事療養及び生活療養を除き、訪問看護を含む。以下同じ。）に係る一部負担金等の割合を医療保険各法の規定どおり2割とする※2。

※1 誕生日が昭和19年4月2日以降の者

※2 平成26年4月中に70歳に達する被保険者等は、同年5月の診療分から2割負担となる

- (2) 平成26年3月31日以前に70歳に達した被保険者等※3（以下「特例措置対象被保険者等」という。）については、引き続き軽減特例措置の対象とし、一部負担金等の割合を1割とする。この軽減特例措置は、全ての特例措置対象被保険者等が75歳となる平成30年度末まで、各年度の予算により措置される予定である。

※3 誕生日が昭和19年4月1日までの者

2 高齢受給者証の一部負担金割合の記載等

70歳から74歳までの被保険者等に係る高齢受給者証の「一部負担金割合」欄の記載については、平成26年4月1日以降、以下のとおりとする。

- (1) 平成26年4月1日以降70歳に達する被保険者等に係る高齢受給者証の発行に当たっては、「2割」と記載する。
- (2) 特例措置対象被保険者等に係る高齢受給者証の更新に当たっては、「2割（75歳到達まで特例措置により1割）」と記載する。
- (3) (1)及び(2)の高齢受給者証の有効期限については、今後、毎年7月末日として差し支えない。

3 70歳から74歳までの被保険者等に係る高額療養費算定基準額及び介護合算算定基準額

70歳から74歳までの被保険者等に係る高額療養費算定基準額及び介護合算算定基準額については、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）等を改正し、1割負担時の額に据え置く予定である。

第3 施行期日

平成26年4月1日